秋山　肇　大橋　良男
反田　康彦　中村　隆志
正七位に叙する（各通）
伊東　俊治
加賀美　勇
従七位に叙する（各通）（以上十月十二日）
恩田　正晴
後藤　元
従七位に叙する（十月十四日）
宮崎　展壽
従七位に叙する
平井　啓司
従五位に叙する
高坂　昭雄
従六位に叙する
坂井　繁好
正七位に叙する（以上十月十五日）
平岡　文男
正七位に叙する（十月十六日）
藤本久仁彦
正七位に叙する（十月十七日）

○叙勲

旭日単光章を授ける（十月九日）
原野　敏彦
旭日単光章を授ける（十月十日）
倉持　均尚
旭日単光章を授ける（十月十日）
石丸庄左衛門
旭日単光章を授ける（十月十二日）
（高エネルギー物理学研究所名誉教授）
坂部　知平
瑞宝小綬章を授ける
乾　清孝　久保田ひろ子
清水　雅仁　武田　人士
瑞宝双光章を授ける（各通）
山森　直樹
瑞宝単光章を授ける（以上十月九日）
（旭川医科大学名誉教授）
牧野　勲
瑞宝小綬章を授ける
岡村　勝　合津　十郎
東條　良忠　萩原　秋夫
山田　良之
瑞宝双光章を授ける（各通）
井口　行夫　大内　和稔
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月十日）
木村　秀雄
瑞宝中綬章を授ける
井上　功
林　一夫　佐藤　芳雄
瑞宝双光章を授ける（各通）
松平　司郎　江口　修　竹内　孝一　平山　保典
松澤　巖　南　岳義
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月十一日）
小林　豊昌
瑞宝小綬章を授ける
阿部　邑彦　多賀　信雄　丁子谷　悟
中村　隆志　水本　勲
瑞宝双光章を授ける（各通）
秋山　肇　加賀美　勇　久米　博樹
小関　勝二　白倉　貴　反田　康彦
濱松　辰彦
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月十二日）
桑原　祐句
瑞宝単光章を授ける（十月十三日）
宮崎　展壽
瑞宝単光章を授ける（十月十四日）
平井　啓司
瑞宝双光章を授ける（十月十五日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、十一月十三日午後二時三十三分御出門、JICA海外協力隊発足六十周年記念式典に御臨席のため、東京国際フォーラム（千代田区）へ行幸啓、同四時四十分還幸啓になった。

御祝電

天皇陛下は、ベルギー国王の祝日につき、十一月十四日同国国王陛下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

同一人に属する他の地上基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行う地上基幹放送局の免許の申請の受付に関する公示

電波法（昭和25年法律第131号）第６条第８項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和７年11月18日　総務大臣　林　芳正

1　受付期間

令和７年11月18日（火）午前８時30分から同年12月18日（木）午後５時15分まで（郵送の場合は期間内必着）

2　地上基幹放送に係る放送対象地域及び地上基幹放送局の無線設備の設置場所（送信場所）

別表のとおり

3　地上基幹放送の区分

超短波放送（コミュニティ放送を除く。）

4　周波数等

別表のとおり

5　申請書の提出場所及び問合せ先

(1)　送信場所が北海道の場合

北海道総合通信局　〒060―8795　札幌市北区北８条西２丁目１―１　札幌第１合同庁舎

情報通信部放送課　電話番号011―709―2311

(2)　送信場所が山形県の場合

東北総合通信局　〒980―8795　仙台市青葉区本町三丁目２―23　仙台第２合同庁舎

放送部放送課　電話番号022―221―0671

別表

放送対象地域	送信場所	周波数（MHz）	空中線電力（W）
北海道	旭川市	94.0	500
北海道	旭川市	92.6	500
山形県	米沢市	92.4	100

法務

公証人任免

東京法務局所属公証人山口雅高は願により公証人を免ぜられた。

田中芳樹は公証人に任命され、東京法務局所属公証人山口雅高の後任を命ぜられた。（以上十一月七日）（法務省）

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

山形労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、山形県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成20年山形労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年11月18日

山形労働局長　島田　博和

第４号中「１時間1,012円」を「１時間1,070円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月25日から効力を生ずる。

栃木労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、栃木県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成20年栃木労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年11月18日

栃木労働局長　川口　秀人

第４号中「１時間1,064円」を「１時間1,114円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月31日から効力を生ずる。

愛媛労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年愛媛労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年11月18日

愛媛労働局長　常盤　剛史

第４号中「１時間1,038円」を「１時間1,107円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月25日から効力を生ずる。

愛媛労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金（平成20年愛媛労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年11月18日

愛媛労働局長　常盤　剛史

第４号中「１時間1,050円」を「１時間1,113円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月25日から効力を生ずる。

大分労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大分県自動車（新車）小売業最低賃金（平成20年大分労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年11月18日

大分労働局長　秋山　雅紀